

資料 2

東北電NW総法第1号
令和2年4月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

令和2年4月6日付、20200406 資 第10号「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」により報告を求められました事項について、別紙のとおりご報告いたします。

以上

別紙： 電気事業法第106条第3項に基づく報告について

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

貴省からの令和2年4月6日付、20200406 資 第10号「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」の報告事項(以下の2点)について、下記のとおり報告いたします。なお、令和2年4月1日以前の内容については、東北電力株式会社における取り組み等を記載いたします。

【報告事項1】

- 回答における内容（役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等）に類似する事案の有無
(注) 上記「回答」は、関西電力株式会社が経済産業大臣へ報告した令和2年3月14日付「電気事業法第106条第3項に基づく報告について」であり、以下同じ。

【報告事項2】

- 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容およびコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画
(注) 上記「本件事案」は、令和元年9月27日に公表された関西電力株式会社の役職員による金品受領等の事案であり、以下同じ。

記

1. 回答における内容（役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等）に類似する事案の有無

（1）役職員による金品受領について

令和元年10月、本件事案公表後、現役の役員等（15名）に聞き取りを行い、その後、原子力・火力・水力・ネットワーク部門の現役・過去の役員および幹部社員（112名）に対しアンケート調査を実施した結果、社会通常上常識の範囲を超える金品受領は確認されなかった。

（2）不適切な工事発注・契約について

本件事案と同様の不適切な工事発注・契約に関する事案は確認されなかった。

- 上記（1）のアンケート調査において、工事発注に伴う便宜供与や不適切な情報提供についても確認。
- 令和2年4月、本件報告徴収受領後、送変電・配電・土木建築・情報通信部門の本社および支社等の課長級以上の役職者（118名）を対象としたアンケート調査、および契約書類のサンプル調査を実施。

（3）電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填について

上記項目に該当する事項はない。

2. 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容およびコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

(1) 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容

本件事案公表後、当社がコンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた事項は以下のとおり。

- ・企業倫理・法令遵守に関する取り組みについて、本件事案に関する対応等を含め、社長を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を開催するとともに、その内容は取締役会、監査等委員会にも報告。
- ・令和元年10月、上記1.(1)の調査を実施するとともに、経営層に対し、企業倫理・法令遵守活動の具体的な取り組み内容に反映させるためのヒアリングを実施。

その結果、令和元年11月、組織的な対応を可能とする「金品等授受に関する相談窓口」を設置し、運用を開始。同窓口設置以降、本件事案のような相談等は確認されていない。

- ・令和元年10月および令和2年3月、社長から当社および企業グループ各社の社員に対し、適切かつ公正な事業活動を行うことを目的に、コンプライアンスの徹底についてメッセージを発信。
- ・令和元年12月、企業グループを含めた役員を対象に、外部講師による企業倫理トップセミナーを実施し、本件事案についても言及。

(2) コンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

企業倫理・法令遵守に関する当社の今後の計画については、当社がこれまで取り組んできた内容を適切に実施し、今後とも、経営層が率先垂範し、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた弛みない取り組みを継続していく。

- ・企業倫理・法令遵守委員会では、東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針に基づき、企業倫理・法令遵守活動計画を策定し、企業グループ全体で活動を展開するとともに、企業倫理・法令遵守委員会にて実施状況の検証を行い、活動内容の見直しを行っていく。
- ・企業倫理・法令遵守委員会を上期、下期に定期的に開催するほか、必要に応じて隨時開催するとともに、取締役会、監査役においては内部通報窓口の運用状況等を含めた活動状況等について的確に把握する。
- ・また、上記の内容については、親会社である東北電力株式会社の取締役会、監査等委員会等にも適時適切に報告する。
- ・なお、本件事案のようなコンプライアンス上の重大な事態が発生した場合には、取締役会等で審議の上、会社組織として適切に対応していくとともに、東北電力グループ行動指針に基づき、ステークホルダーや関係機関等への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行していく。

以上